

内閣参質二〇四第五二号

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山東 昭子  
殿

参議院議員浜田聰君提出プラスブーン等無料配布行為の罰金に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出プラスチック等無料配布行為の罰金に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

御指摘の各法律は、それぞれの立法事実や法目的を踏まえて、刑罰を含めた各種の措置により一つの体系を形作っているものであり、今国会に提出したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（以下「法律案」という。）とは立法事実や法目的が大幅に異なっていることから、これらの法律間における刑罰の比較についてお答えすることは困難である。

また、御指摘の各法律に關し、「我が国から労働法規を守らない事業者が一向に減らないのではないか」、「家畜伝染病が発生した地域に対するブランドイメージの回復を阻害し、ひいては、我が国の畜産業に対する諸外国の信頼を毀損する行為である」、「我が国の検疫体制に対する不信を招くものに他ならず、輸出阻害要因とならないか」、「教育ネグレクトを行う親に対し、子供を学校に通学・通園させない行為がプラスチック等無料配布行為より悪い行為ではない旨の口実を与えることになり、ひいては、教育ネグレクトなどは大したことではないという誤った理解が広がり、憲法第二十六条规定する権利実現を後退させないか」及び「政府の原子力行政に対する不信を招いているのではないか」との御指摘については、

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、いずれにせよ、法律案における罰則規定が、御指摘の各法律における措置の実効性等に影響を与えるものとは考えていない。